

名古屋市地域防災計画

— 共通編 —

<平成29年6月・修正案>

名古屋市防災会議

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
1	1	目次 第1章 略 第2章 災害予防計画 第1節 ～ 第10節 略 第11節 避難体制の整備 第1 <u>避難所・広域避難場所</u>の確保 第2 略 第12節 ～ 第28節 略	目次 第1章 略 第2章 災害予防計画 第1節 ～ 第10節 略 第11節 避難体制の整備 第1 <u>指定緊急避難場所・指定避難所</u>の確保 第2 略 第12節 ～ 第28節 略	災害対策基本法改正に伴う修正
2	9	第1章 総則 第1節 計画の目的 略 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ推進法」という。）第5条の規定に基づき、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出、車両、船舶、航空機等による集団的大事故並びに産業災害等に対処するため、名古屋市防災会議（<u>追加</u>）が市域（石油コンビナート等災害防止法にかかる特別防災区域を除く。）にかかる防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を中心として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について総合的な計画を定め、計画的かつ効率的な防災	第1章 総則 第1節 計画の目的 略 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ推進法」という。）第5条の規定に基づき、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出、車両、船舶、航空機等による集団的大事故並びに産業災害等に対処するため、名古屋市防災会議（<u>以下「市防災会議」という。</u>）が市域（石油コンビナート等災害防止法にかかる特別防災区域を除く。）にかかる防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務並びに業務の大綱を中心として、災害予防、災害応急対策及び災害復旧について総合的な計画を定め、	標記の整理

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		行政の推進と住民の積極的な協力による諸活動の円滑な実施を図り、もって防災の万全を期することを目的とする。 略	計画的かつ効率的な防災行政の推進と住民の積極的な協力による諸活動の円滑な実施を図り、もって防災の万全を期することを目的とする。 略	
3	10	第2節 計画の性格等 第1 計画の性格 1 ～ 7 略 8 名古屋市地域強靱化計画（以下、「地域強靱化計画」という。）は、名古屋市における国土強靱化施策を推進する上での指針とされている。そのため <u>地域防災計画</u> の基本目標が達成されるよう連携を図ることとする。 略	第2節 計画の性格等 第1 計画の性格 1 ～ 7 略 8 名古屋市地域強靱化計画（以下、「地域強靱化計画」という。）は、名古屋市における国土強靱化施策を推進する上での指針とされている。そのため <u>本計画</u> の基本目標が達成されるよう連携を図ることとする。 略	標記の整理
4	24	第3節 計画の性格等 第1 名古屋市 1 <u>名古屋市防災会議</u> に関する事務 略	第3節 計画の性格等 第1 名古屋市 1 <u>市防災会議</u> に関する事務 略	標記の整理
5	32	第7節 地震及び被害の想定 略 第1 略 第2 ライフライン被害 1 略 2 ライフライン施設の被害または市内における機能支障程度について、各関係機関がとりまとめた結果は以下のとおりである。 (1) ～ (3) (略) (4) 水道（名古屋市上下水道局）	第7節 地震及び被害の想定 略 第1 略 第2 ライフライン被害 1 略 2 ライフライン施設の被害または市内における機能支障程度について、各関係機関がとりまとめた結果は以下のとおりである。 (1) ～ (3) 略 (4) 水道（名古屋市上下水道局）	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		ア 略 イ 被害想定 (ア) 略 (イ) 管路 <u>市の西部・南部及び庄内川、天白川、山崎川の流域など軟弱地盤で液状化が発生し易い地域を中心に、多くの被害が発生すると予想される。</u>地震による想定断水戸数は、次のように想定される。 (5) 略 (6) 下水道（名古屋市上下水道局） ア (略) イ 被害想定 (ア) 略 (イ) 管路 <u>(追加)</u> 地震による下水本管の被害率は、次のように想定される。 略	ア 略 イ 被害想定 (ア) 略 (イ) 管路 <u>耐震性の低い管路においては、管の破損や継手の抜け出し等の被害が発生する可能性があり、断水に至る場合も想定される。</u>地震による想定断水戸数は、次のように想定される。 (5) 略 (6) 下水道（名古屋市上下水道局） ア 略 イ 被害想定 (ア) 略 (イ) 管路 <u>耐震性の低い管路においては、管きよの破損や継手部の抜け出し等の被害が発生する可能性があり、流下機能の阻害等が発生する場合も想定される。</u>地震による下水本管の被害率は、次のように想定される。 略	表現の修正 表現の修正
6	43	第2章 災害予防計画 第1節 都市の防災構造強化 第1～第6 (略) 第7 急傾斜地崩壊防止対策 (略)	第2章 災害予防計画 第1節 都市の防災構造強化 第1～第6 (略) 第7 急傾斜地崩壊防止対策 (略)	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）により、愛知県知事が指定した土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域<u>に加え</u>、急傾斜地崩壊危険区域<u>およびがけ崩れ注意箇所</u>内の住民に対しては、警戒避難体制等について、充分注意を喚起しておくものとする。 略 第 8 略 第 9 建築物の防災対策 1 建築物に対する規制と指導 （略） また、既存建築物のうち、百貨店など不特定多数の人が利用する<u>一定規模以上の特殊建築物</u>については、定期報告制度の活用にあわせて防災査察などを充実することにより、建築物の維持管理を徹底させるとともに改修指導を推進し安全性の向上に努める。 2 ～ 3 略 <u>6 （追加）</u> 第 10 略 第 11 建築物の耐震不燃化 1 略 2 既設建築物の耐震性の向上	また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）により、愛知県知事が指定した土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域（<u>削除</u>）、急傾斜地崩壊危険区域（<u>削除</u>）内の住民に対しては、警戒避難体制等について、充分注意を喚起しておくものとする。 略 第 8 略 第 9 建築物の防災対策 1 建築物に対する規制と指導 （略） また、既存建築物のうち、百貨店など不特定多数の人が利用する「<u>施設や高齢者・障害者等が就寝する施設等で一定規模以上の特定建築物</u>」については、定期報告制度の活用にあわせて防災査察などを充実することにより、建築物の維持管理を徹底させるとともに改修指導を推進し安全性の向上に努める。 2 ～ 3 略 <u>6 高層建築物の防災対策</u> <u>長周期地震動の危険性や家具等の転倒防止の重要性について広く市民や事業者周知し、高層階における室内安全対策を促進する。</u> 第 10 略 第 11 建築物の耐震不燃化 1 略 2 既設建築物の耐震性の向上	がけ崩れ注意箇所の指定解除に伴う修正 建築基準法改正に伴う修正 愛知県地域防災計画改正に伴う修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		(1) 耐震診断義務付け建築物 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正等により耐震診断が義務付けされた不特定多数の者が利用する等の大規模建築物、避難路等沿道建築物（<u>追加</u>）への啓発・指導、助成制度の充実、診断結果報告の適正な受理・公表に努める。 (2) 一般建築物 既存建築物の耐震化を促進するために、平成<u>27</u>年度までに住宅・特定の建築物の耐震化率を<u>90</u>%にすることを目標とした「名古屋市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断・耐震改修の普及・啓発、助言・指導を行うとともに、耐震相談員の派遣、助成制度の充実に努め耐震化を支援するものとする。 (3) 公共建築物 既設の公共建築物については、「名古屋市新世紀計画2010」実施計画及び第7節地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画に基づき、防災活動中核拠点である市庁舎、災害医療活動拠点である病院、地域防災拠点及び<u>避難所</u>である小中高等学校及び市営住宅などを中心に耐震対策を実施してきた。引き続き「名古屋市建築物耐震改修促進計画」に基づき、個々の施設の対策の必要度に応じて順次、耐震改修等の耐震対策を実施する。 3 建築物の不燃化の促進 (1) 略 (2) 不燃化促進	(1) 耐震診断義務付け建築物 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正等により耐震診断が義務付けされた不特定多数の者が利用する等の大規模建築物、避難路等沿道建築物<u>及び防災上重要な建築物</u>への啓発・指導、助成制度の充実、診断結果報告の適正な受理・公表に努める。 (2) 一般建築物 既存建築物の耐震化を促進するために、平成<u>32</u>年度までに住宅・特定の建築物の耐震化率を<u>95</u>%にすることを目標とした「名古屋市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断・耐震改修の普及・啓発、助言・指導を行うとともに、耐震相談員の派遣、助成制度の充実に努め耐震化を支援するものとする。 (3) 公共建築物 既設の公共建築物については、「名古屋市新世紀計画2010」実施計画及び第7節地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画に基づき、防災活動中核拠点である市庁舎、災害医療活動拠点である病院、地域防災拠点及び<u>指定避難所</u>である小中高等学校及び市営住宅などを中心に耐震対策を実施してきた。引き続き「名古屋市建築物耐震改修促進計画」に基づき、個々の施設の対策の必要度に応じて順次、耐震改修等の耐震対策を実施する。 3 建築物の不燃化の促進 (1) 略 (2) 不燃化促進	対策の追加 名古屋市建築物耐震改修促進計画改正に伴う修正 災害対策基本法改正に伴う修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		略 現在、<u>広小路線地区（中村区笹島ガード西～同区新大正橋東詰）及び</u>東郊線地区（北区新川中橋～同区黒川、北区清水四～東区東片端、昭和区東郊通2～同区高辻）において同事業の助成を行っている。 略	略 現在、<u>（削除）</u>東郊線地区（北区新川中橋～同区黒川、北区清水四～東区東片端、昭和区東郊通2～同区高辻）において同事業の助成を行っている。 略	事業完了に伴う修正
7		第3節 公共施設の整備（震災対策） 略 第1～第4 略 第5 港湾 略 1～3 略 4 高潮防波堤の補強 東日本大震災を踏まえ、高潮防波堤の老朽化対策とともに、地震や津波に対する沈下対策・津波対策を実施している。また、津波観測体制の強化を図るため、伊勢湾口にGPS波浪計が平成25年度に設置され観測を開始している。 5 略 第6 消防水利 略 1 耐震性防火水槽の第二次整備計画 略 このため、第二次整備計画を策定し、平成7年度から事業を実施している。	第3節 公共施設の整備（震災対策） 略 第1～第4 略 第5 港湾 略 1～3 略 4 高潮防波堤の補強 東日本大震災を踏まえ、高潮防波堤の老朽化対策とともに、地震や津波に対する沈下対策・津波対策を実施し、<u>平成28年度に整備が完了した</u>。また、津波観測体制の強化を図るため、伊勢湾口にGPS波浪計が平成25年度に設置され観測を開始している。 5 略 第6 消防水利 略 1 耐震性防火水槽の第二次整備計画 略 このため、第二次整備計画を策定し、平成7年度から事業を実施し、<u>平成27年度からは既存防火水槽の耐震補強を行っている</u>。	整備完了に伴う修正 対策の整理

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		略	略	
8	58	第4節 ライフラインの整備 略 第1 水道施設等 略 1 計画目標 2 施設の整備 (3) 配水管の耐震化について、次の整備を進めている。 ア 略 イ 応急給水拠点や<u>避難所</u>となる小学校へ至る管路（応急給水管路）、救急病院や透析医療機関、入所型社会福祉施設などへ至る管路（重要給水管路）の耐震化が完了し、災害時に救護所となる市立中学校へ至る管路を優先的に耐震化している。 ウ 略 (4)～(6) 略 3 応急給水施設等の整備 (1) 応急給水拠点の整備 ア 略 イ 広域避難場所、<u>避難所</u>等では、消火栓に仮設給水栓を設置し応急給水ができるようにするため、耐震管で消火栓を設置している。 ウ 略 エ <u>避難所となる市立小学校に、地域の方が自ら操作して飲料水を確保できる地下式給水栓を整備</u>	第4節 ライフラインの整備 略 第1 水道施設等 略 1 計画目標 2 施設の整備 (3) 配水管の耐震化について、次の整備を進めている。 ア 略 イ 応急給水拠点や<u>指定避難所</u>となる小学校へ至る管路（応急給水管路）、救急病院や透析医療機関、入所型社会福祉施設などへ至る管路（重要給水管路）の耐震化が完了し、災害時に救護所となる市立中学校へ至る管路を優先的に耐震化している。 ウ 略 (4)～(6) 略 3 応急給水施設等の整備 (1) 応急給水拠点の整備 ア 略 イ 広域避難場所、<u>指定避難所</u>等では、消火栓に仮設給水栓を設置し応急給水ができるようにするため、耐震管で消火栓を設置している。 ウ 略 エ <u>すべての市立小学校、市立中学校に地域の方が自ら操作し、飲料水を確保するための施設とし</u>	災害対策基本法改正に伴う修正 災害対策基本法改正に伴う修正 表現の修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																
		<u>している。また、災害時に救護所となる市立中学校にも整備を進めている。</u> (2) 略 4 略 5 応急給水活動及び応急復旧活動をより迅速に行うため、緊急自動車を4管路センター本部事務所に計11台、鍋屋上野浄水場に <u>2</u> 台、合計 <u>13</u> 台配備している。 略	<u>て、地下式給水栓を整備している。</u> (2) 略 4 略 5 応急給水活動及び応急復旧活動をより迅速に行うため、緊急自動車を4管路センター本部事務所に計11台、鍋屋上野浄水場に <u>1</u> 台、合計 <u>12</u> 台配備している。 略	時点修正																																																																
9	72	第6節 防災拠点の整備 略 第1 防災拠点の役割及び体系 略 1 防災拠点の役割 <table><tr><td>災害医療活動拠点</td><td>市立病院</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td></td><td>災害拠点病院</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td></td><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td></tr><tr><td></td><td><u>(追加)</u></td><td><u>(追加)</u></td><td></td></tr><tr><td>広域防災拠点</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(1)応援隊集結(活動)拠点</td><td>大規模公園 <u>(追加)</u></td><td>略</td><td>略 <u>志段味スポーツランド</u> <u>(守山スポーツセンター)</u></td></tr><tr><td>(2)緊急物資集配拠点</td><td>略</td><td>大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い <u>避難所</u> へ供給する。</td><td>略 ※()内は緊急物資集配拠点</td></tr></table> <table><tr><td>緊急物資集配前進拠点</td><td>略</td><td>略 荷物の積替えを行い <u>避難所</u> へ供給する。</td><td>略</td></tr></table>	災害医療活動拠点	市立病院	略	略		災害拠点病院	略	略		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>		広域防災拠点				(1)応援隊集結(活動)拠点	大規模公園 <u>(追加)</u>	略	略 <u>志段味スポーツランド</u> <u>(守山スポーツセンター)</u>	(2)緊急物資集配拠点	略	大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い <u>避難所</u> へ供給する。	略 ※()内は緊急物資集配拠点	緊急物資集配前進拠点	略	略 荷物の積替えを行い <u>避難所</u> へ供給する。	略	第6節 防災拠点の整備 略 第1 防災拠点の役割及び体系 略 1 防災拠点の役割 <table><tr><td>災害医療活動拠点</td><td>市立病院</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td></td><td>災害拠点病院</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td></td><td><u>災害協力病院</u></td><td><u>医療救護所からの患者受入等</u></td><td><u>名古屋通信病院、名鉄病院、協立総合病院、東名古屋病院</u></td></tr><tr><td></td><td><u>市立中学校</u></td><td><u>医療救護所</u></td><td></td></tr><tr><td>広域防災拠点</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(1)応援隊集結(活動)拠点</td><td>大規模公園 <u>等</u></td><td>略</td><td>略 <u>志段味スポーツランド</u> <u>小幡緑地</u> <u>(守山スポーツセンター)</u></td></tr><tr><td>(2)緊急物資集配拠点</td><td>略</td><td>大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い <u>指定避難所</u> 避難所へ供給する。</td><td>略 ()内は緊急物資集配拠点</td></tr></table> <table><tr><td>緊急物資集配前進拠点</td><td>略</td><td>略 荷物の積替えを行い <u>指定避難所</u> へ供給する。</td><td>略</td></tr></table>	災害医療活動拠点	市立病院	略	略		災害拠点病院	略	略		<u>災害協力病院</u>	<u>医療救護所からの患者受入等</u>	<u>名古屋通信病院、名鉄病院、協立総合病院、東名古屋病院</u>		<u>市立中学校</u>	<u>医療救護所</u>		広域防災拠点				(1)応援隊集結(活動)拠点	大規模公園 <u>等</u>	略	略 <u>志段味スポーツランド</u> <u>小幡緑地</u> <u>(守山スポーツセンター)</u>	(2)緊急物資集配拠点	略	大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い <u>指定避難所</u> 避難所へ供給する。	略 ()内は緊急物資集配拠点	緊急物資集配前進拠点	略	略 荷物の積替えを行い <u>指定避難所</u> へ供給する。	略	対策の追加
災害医療活動拠点	市立病院	略	略																																																																	
	災害拠点病院	略	略																																																																	
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																																	
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																																		
広域防災拠点																																																																				
(1)応援隊集結(活動)拠点	大規模公園 <u>(追加)</u>	略	略 <u>志段味スポーツランド</u> <u>(守山スポーツセンター)</u>																																																																	
(2)緊急物資集配拠点	略	大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い <u>避難所</u> へ供給する。	略 ※()内は緊急物資集配拠点																																																																	
緊急物資集配前進拠点	略	略 荷物の積替えを行い <u>避難所</u> へ供給する。	略																																																																	
災害医療活動拠点	市立病院	略	略																																																																	
	災害拠点病院	略	略																																																																	
	<u>災害協力病院</u>	<u>医療救護所からの患者受入等</u>	<u>名古屋通信病院、名鉄病院、協立総合病院、東名古屋病院</u>																																																																	
	<u>市立中学校</u>	<u>医療救護所</u>																																																																		
広域防災拠点																																																																				
(1)応援隊集結(活動)拠点	大規模公園 <u>等</u>	略	略 <u>志段味スポーツランド</u> <u>小幡緑地</u> <u>(守山スポーツセンター)</u>																																																																	
(2)緊急物資集配拠点	略	大量の調達・救援物資の受入れ場所。荷物の積み替えを行い <u>指定避難所</u> 避難所へ供給する。	略 ()内は緊急物資集配拠点																																																																	
緊急物資集配前進拠点	略	略 荷物の積替えを行い <u>指定避難所</u> へ供給する。	略																																																																	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																
		<table><tr><td>地域防災拠点</td><td>小学校</td><td>略</td><td>262 か所</td></tr></table> <table><tr><td>避難所</td><td></td><td></td><td rowspan="2">略 * ペット動物との同行避難が可能な避難所は、原則市立小中学校とする。 ** 大規模災害時には遺体安置所・物資集配拠点に指定する場合がある。</td></tr><tr><td>(1) 避難所</td><td></td><td>略</td></tr></table> 2 防災拠点の体系図 表中 <table><tr><td>災害医療活動拠点 (市立病院) (災害拠点病院) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u></td></tr></table> <table><tr><td>応援隊集結（活動）拠点 (大規模公園 <u>(追加)</u>)</td></tr></table> <table><tr><td>支 援 活 動 (<u>避難所</u>) (福祉避難所)</td></tr></table> 第 2 防災拠点施設の整備 略 <table><tr><td><u>避難所</u> <u>指定施設</u></td><td>略 <u>避難所</u>のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。</td></tr></table> 略	地域防災拠点	小学校	略	262 か所	避難所			略 * ペット動物との同行避難が可能な避難所は、原則市立小中学校とする。 ** 大規模災害時には遺体安置所・物資集配拠点に指定する場合がある。	(1) 避難所		略	災害医療活動拠点 (市立病院) (災害拠点病院) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>	応援隊集結（活動）拠点 (大規模公園 <u>(追加)</u>)	支 援 活 動 (<u>避難所</u>) (福祉避難所)	<u>避難所</u> <u>指定施設</u>	略 <u>避難所</u> のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。	<table><tr><td>地域防災拠点</td><td>小学校</td><td>略</td><td>261 か所</td></tr></table> <table><tr><td>指定避難所</td><td></td><td></td><td rowspan="2">略 * ペット動物との同行避難が可能な指定避難所は、原則市立小中学校とする。 ** 大規模災害時には遺体安置所・緊急物資集配拠点に指定する場合がある。</td></tr><tr><td>(1) 指定避難所</td><td></td><td>略</td></tr></table> 2 防災拠点の体系図 表中 <table><tr><td>災害医療活動拠点 (市立病院) (災害拠点病院) <u>(災害協力病院)</u> <u>(市立中学校)</u></td></tr></table> <table><tr><td>応援隊集結（活動）拠点 (大規模公園 <u>等</u>)</td></tr></table> <table><tr><td>支 援 活 動 (<u>指定避難所</u>) (福祉避難所)</td></tr></table> 第 2 防災拠点施設の整備 略 <table><tr><td><u>指定避難所</u></td><td>略 <u>指定避難所</u>のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。</td></tr></table> 略	地域防災拠点	小学校	略	261 か所	指定避難所			略 * ペット動物との同行避難が可能な指定避難所は、原則市立小中学校とする。 ** 大規模災害時には遺体安置所・緊急物資集配拠点に指定する場合がある。	(1) 指定避難所		略	災害医療活動拠点 (市立病院) (災害拠点病院) <u>(災害協力病院)</u> <u>(市立中学校)</u>	応援隊集結（活動）拠点 (大規模公園 <u>等</u>)	支 援 活 動 (<u>指定避難所</u>) (福祉避難所)	<u>指定避難所</u>	略 <u>指定避難所</u> のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。	災害対策基本法改正に伴う修正 時点修正 災害対策基本法改正に伴う修正 <
地域防災拠点	小学校	略	262 か所																																	
避難所			略 * ペット動物との同行避難が可能な避難所は、原則市立小中学校とする。 ** 大規模災害時には遺体安置所・物資集配拠点に指定する場合がある。																																	
(1) 避難所		略																																		
災害医療活動拠点 (市立病院) (災害拠点病院) <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>																																				
応援隊集結（活動）拠点 (大規模公園 <u>(追加)</u>)																																				
支 援 活 動 (<u>避難所</u>) (福祉避難所)																																				
<u>避難所</u> <u>指定施設</u>	略 <u>避難所</u> のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。																																			
地域防災拠点	小学校	略	261 か所																																	
指定避難所			略 * ペット動物との同行避難が可能な指定避難所は、原則市立小中学校とする。 ** 大規模災害時には遺体安置所・緊急物資集配拠点に指定する場合がある。																																	
(1) 指定避難所		略																																		
災害医療活動拠点 (市立病院) (災害拠点病院) <u>(災害協力病院)</u> <u>(市立中学校)</u>																																				
応援隊集結（活動）拠点 (大規模公園 <u>等</u>)																																				
支 援 活 動 (<u>指定避難所</u>) (福祉避難所)																																				
<u>指定避難所</u>	略 <u>指定避難所</u> のうち市立小学校及び市立中学校へ発電機及び投光器等を整備し、停電への対応を行う。																																			

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		警戒宣言時の地震防災応急対策活動、地震発生後の災害応急活動を迅速・円滑に行う必要があることから、計画的に整備することとし、防災・医療活動の拠点施設については、地震時の被害をできる限り軽減し、迅速かつ円滑な応急・医療活動を行うことができるように施設内の設備等の整備を図る。また、<u>避難所</u>については、避難者が地震時に安心して避難できるよう設備等の安全対策を図る必要がある。 略 第2 市設建築物の耐震性能の現状 平成7年度から平成<u>26</u>年度にかけて、昭和56年の建築基準法改正以前設計の建築物について、以下のように耐震性能を診断調査した。 営繕施設：対象施設<u>376</u>棟を耐震診断 学校施設：対象施設<u>1,151</u>棟を耐震診断 企業局等施設：対象施設のうち217棟を耐震診断 また、平成7年度からは、防災拠点施設を優先して耐震化を進めており、平成 <u>26</u> 年度末時点で延べ <u>991</u> 棟耐震対策を終えている。 第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設	警戒宣言時の地震防災応急対策活動、地震発生後の災害応急活動を迅速・円滑に行う必要があることから、計画的に整備することとし、防災・医療活動の拠点施設については、地震時の被害をできる限り軽減し、迅速かつ円滑な応急・医療活動を行うことができるように施設内の設備等の整備を図る。また、<u>指定避難所</u>については、避難者が地震時に安心して避難できるよう設備等の安全対策を図る必要がある。 略 第2 市設建築物の耐震性能の現状 平成7年度から平成<u>28</u>年度にかけて、昭和56年の建築基準法改正以前設計の建築物について、以下のように耐震性能を診断調査した。 営繕施設：対象施設<u>383</u>棟を耐震診断 学校施設：対象施設<u>1,149</u>棟を耐震診断 企業局等施設：対象施設のうち217棟を耐震診断 また、平成7年度からは、防災拠点施設を優先して耐震化を進めており、平成 <u>28</u> 年度末時点で延べ <u>1,005</u> 棟 <u>(65 棟の除却等を含む)</u> の耐震対策を終えている。 第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設	災害対策基本法改正に伴う修正 時点修正

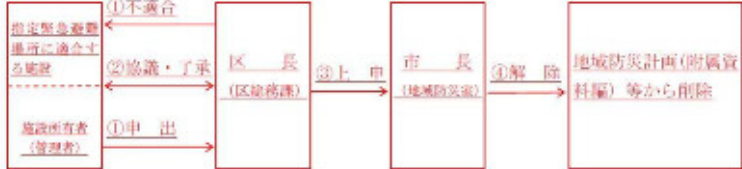
連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																												
		<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th colspan="5">耐震診断</th><th rowspan="2">耐震 対策 済</th></tr><tr><th>診断 棟数</th><th>評価 Ⅰ</th><th>評価 Ⅱ－Ⅰ</th><th>評価 Ⅱ－Ⅱ</th><th>評価Ⅱ 計</th></tr><tr><td rowspan="12">防災拠点施設</td><td colspan="2">防災活動中核拠点</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="3">地域防災 活動拠点</td><td>営繕施設</td><td>81</td><td>52</td><td>23</td><td>6</td><td>29</td><td>29</td></tr><tr><td>企業局施設</td><td>9</td><td>3</td><td>5</td><td>1</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td>計</td><td>90</td><td>55</td><td>28</td><td>7</td><td>35</td><td>35</td></tr><tr><td rowspan="3">災害医療 活動拠点</td><td>企業局施設</td><td>12</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>9</td><td>9</td></tr><tr><td>市立大学病院</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>計</td><td>15</td><td>3</td><td>5</td><td>7</td><td>12</td><td>12</td></tr><tr><td rowspan="3">避難所</td><td>営繕・学校施設</td><td>1,150</td><td>380</td><td>561</td><td>209</td><td>770</td><td>769</td></tr><tr><td>企業局施設</td><td>4</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>計</td><td>1,154</td><td>380</td><td>565</td><td>209</td><td>774</td><td>773</td></tr><tr><td colspan="2">福祉避難所</td><td>38</td><td>30</td><td>6</td><td>2</td><td>8</td><td>8</td></tr><tr><td colspan="2">救護所</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>0</td><td>1</td><td>1</td></tr><tr><td rowspan="3">防災拠点 以外の施設</td><td>営繕・学校施設</td><td>255</td><td>157</td><td>68 (34)</td><td>30 (4)</td><td>98 (38)</td><td>69 (38)</td></tr><tr><td>企業局施設</td><td>189</td><td>95</td><td>57</td><td>37</td><td>94</td><td>91</td></tr><tr><td>計</td><td>444</td><td>252</td><td>125</td><td>67</td><td>192</td><td>160</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>1,744</td><td>720</td><td>730</td><td>294</td><td>1,024</td><td>991</td></tr></table> 略 <u>(注) 防災拠点以外の施設のうち、()内は災害時 要援護者が専ら利用する施設の棟数を示す。</u> 第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設 第2章第6節に位置付けられた防災活動の拠点施設等で耐震化が必要なものは次のとおりである。	区 分		耐震診断					耐震 対策 済	診断 棟数	評価 Ⅰ	評価 Ⅱ－Ⅰ	評価 Ⅱ－Ⅱ	評価Ⅱ 計	防災拠点施設	防災活動中核拠点		2	0	0	2	2	2	地域防災 活動拠点	営繕施設	81	52	23	6	29	29	企業局施設	9	3	5	1	6	6	計	90	55	28	7	35	35	災害医療 活動拠点	企業局施設	12	3	4	5	9	9	市立大学病院	3	0	1	2	3	3	計	15	3	5	7	12	12	避難所	営繕・学校施設	1,150	380	561	209	770	769	企業局施設	4	0	4	0	4	4	計	1,154	380	565	209	774	773	福祉避難所		38	30	6	2	8	8	救護所		1	0	1	0	1	1	防災拠点 以外の施設	営繕・学校施設	255	157	68 (34)	30 (4)	98 (38)	69 (38)	企業局施設	189	95	57	37	94	91	計	444	252	125	67	192	160	合 計		1,744	720	730	294	1,024	991	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th colspan="5">耐震診断</th><th rowspan="2">耐震 対策 済</th></tr><tr><th>診断 棟数</th><th>評価 Ⅰ</th><th>評価 Ⅱ－Ⅰ</th><th>評価 Ⅱ－Ⅱ</th><th>評価Ⅱ 計</th></tr><tr><td rowspan="12">防災拠点施設</td><td colspan="2">防災活動中核拠点</td><td>2</td><td>0</td><td>0</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr><tr><td rowspan="3">地域防災 活動拠点</td><td>営繕施設</td><td>73</td><td>49</td><td>19</td><td>5</td><td>24</td><td>23</td></tr><tr><td>企業局施設</td><td>9</td><td>3</td><td>5</td><td>1</td><td>6</td><td>6</td></tr><tr><td>計</td><td>82</td><td>52</td><td>24</td><td>6</td><td>30</td><td>29</td></tr><tr><td rowspan="3">災害医療 活動拠点</td><td>企業局施設</td><td>12</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>9</td><td>9</td></tr><tr><td>市立大学病院</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>3</td></tr><tr><td>計</td><td>15</td><td>3</td><td>5</td><td>7</td><td>12</td><td>12</td></tr><tr><td rowspan="3">指定 避難所</td><td>営繕・学校施設</td><td>1,084</td><td>357</td><td>531</td><td>196</td><td>727</td><td>726</td></tr><tr><td>企業局施設</td><td>4</td><td>0</td><td>4</td><td>0</td><td>4</td><td>4</td></tr><tr><td>計</td><td>1,088</td><td>357</td><td>535</td><td>196</td><td>731</td><td>730</td></tr><tr><td colspan="2">福祉避難所</td><td>16</td><td>9</td><td>7</td><td>0</td><td>7</td><td>7</td></tr><tr><td colspan="2">計</td><td>1,203</td><td>421</td><td>571</td><td>211</td><td>782</td><td>780</td></tr><tr><td rowspan="3">防災拠点 以外の施設</td><td>営繕・学校施設</td><td>225</td><td>142</td><td>62</td><td>21</td><td>83</td><td>68</td></tr><tr><td>企業局施設</td><td>189</td><td>95</td><td>57</td><td>37</td><td>94</td><td>92</td></tr><tr><td>計</td><td>414</td><td>237</td><td>119</td><td>58</td><td>177</td><td>160</td></tr><tr><td colspan="2">合 計</td><td>1,617</td><td>658</td><td>690</td><td>269</td><td>959</td><td>940</td></tr></table> 略 <u>(削除)</u> 第3 防災拠点施設等のうち耐震化の必要な施設 第2章第6節に位置付けられた防災活動の拠点施設等で耐震化が必要なものは次のとおりである。	区 分		耐震診断					耐震 対策 済	診断 棟数	評価 Ⅰ	評価 Ⅱ－Ⅰ	評価 Ⅱ－Ⅱ	評価Ⅱ 計	防災拠点施設	防災活動中核拠点		2	0	0	2	2	2	地域防災 活動拠点	営繕施設	73	49	19	5	24	23	企業局施設	9	3	5	1	6	6	計	82	52	24	6	30	29	災害医療 活動拠点	企業局施設	12	3	4	5	9	9	市立大学病院	3	0	1	2	3	3	計	15	3	5	7	12	12	指定 避難所	営繕・学校施設	1,084	357	531	196	727	726	企業局施設	4	0	4	0	4	4	計	1,088	357	535	196	731	730	福祉避難所		16	9	7	0	7	7	計		1,203	421	571	211	782	780	防災拠点 以外の施設	営繕・学校施設	225	142	62	21	83	68	企業局施設	189	95	57	37	94	92	計	414	237	119	58	177	160	合 計		1,617	658	690	269	959	940	
区 分		耐震診断					耐震 対策 済																																																																																																																																																																																																																																																																									
		診断 棟数	評価 Ⅰ	評価 Ⅱ－Ⅰ	評価 Ⅱ－Ⅱ	評価Ⅱ 計																																																																																																																																																																																																																																																																										
防災拠点施設	防災活動中核拠点		2	0	0	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																								
	地域防災 活動拠点	営繕施設	81	52	23	6	29	29																																																																																																																																																																																																																																																																								
		企業局施設	9	3	5	1	6	6																																																																																																																																																																																																																																																																								
		計	90	55	28	7	35	35																																																																																																																																																																																																																																																																								
	災害医療 活動拠点	企業局施設	12	3	4	5	9	9																																																																																																																																																																																																																																																																								
		市立大学病院	3	0	1	2	3	3																																																																																																																																																																																																																																																																								
		計	15	3	5	7	12	12																																																																																																																																																																																																																																																																								
	避難所	営繕・学校施設	1,150	380	561	209	770	769																																																																																																																																																																																																																																																																								
		企業局施設	4	0	4	0	4	4																																																																																																																																																																																																																																																																								
		計	1,154	380	565	209	774	773																																																																																																																																																																																																																																																																								
	福祉避難所		38	30	6	2	8	8																																																																																																																																																																																																																																																																								
	救護所		1	0	1	0	1	1																																																																																																																																																																																																																																																																								
防災拠点 以外の施設	営繕・学校施設	255	157	68 (34)	30 (4)	98 (38)	69 (38)																																																																																																																																																																																																																																																																									
	企業局施設	189	95	57	37	94	91																																																																																																																																																																																																																																																																									
	計	444	252	125	67	192	160																																																																																																																																																																																																																																																																									
合 計		1,744	720	730	294	1,024	991																																																																																																																																																																																																																																																																									
区 分		耐震診断					耐震 対策 済																																																																																																																																																																																																																																																																									
		診断 棟数	評価 Ⅰ	評価 Ⅱ－Ⅰ	評価 Ⅱ－Ⅱ	評価Ⅱ 計																																																																																																																																																																																																																																																																										
防災拠点施設	防災活動中核拠点		2	0	0	2	2	2																																																																																																																																																																																																																																																																								
	地域防災 活動拠点	営繕施設	73	49	19	5	24	23																																																																																																																																																																																																																																																																								
		企業局施設	9	3	5	1	6	6																																																																																																																																																																																																																																																																								
		計	82	52	24	6	30	29																																																																																																																																																																																																																																																																								
	災害医療 活動拠点	企業局施設	12	3	4	5	9	9																																																																																																																																																																																																																																																																								
		市立大学病院	3	0	1	2	3	3																																																																																																																																																																																																																																																																								
		計	15	3	5	7	12	12																																																																																																																																																																																																																																																																								
	指定 避難所	営繕・学校施設	1,084	357	531	196	727	726																																																																																																																																																																																																																																																																								
		企業局施設	4	0	4	0	4	4																																																																																																																																																																																																																																																																								
		計	1,088	357	535	196	731	730																																																																																																																																																																																																																																																																								
	福祉避難所		16	9	7	0	7	7																																																																																																																																																																																																																																																																								
	計		1,203	421	571	211	782	780																																																																																																																																																																																																																																																																								
防災拠点 以外の施設	営繕・学校施設	225	142	62	21	83	68																																																																																																																																																																																																																																																																									
	企業局施設	189	95	57	37	94	92																																																																																																																																																																																																																																																																									
	計	414	237	119	58	177	160																																																																																																																																																																																																																																																																									
合 計		1,617	658	690	269	959	940																																																																																																																																																																																																																																																																									

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																														
		平成28年6月1日現在 <table><tr><th>区 分</th><th>施 設</th><th>耐震診断結果から耐震化整備が 必要なもの</th></tr><tr><td>防災活動 中核拠点</td><td>略</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="4">地域防災 活動拠点</td><td>略</td><td>—（※）</td></tr><tr><td>消防署（出張所）・消防学校</td><td>名東消防署、有松出張所</td></tr><tr><td>略</td><td>—</td></tr><tr><td>略</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">災害医療 活動拠点</td><td>略</td><td>—</td></tr><tr><td>略</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">避難所</td><td>小・中・高校</td><td>—</td></tr><tr><td>その他の施設</td><td>公会堂</td></tr><tr><td>救護所</td><td></td><td>二</td></tr><tr><td>災害時要援護者が専ら利用する施設</td><td></td><td>二</td></tr></table> （注）略 （注）<u>避難所</u>の施設は、<u>避難所</u>として指定されている棟 が耐震化整備の必要がある場合、施設名を記載して いる。 略	区 分	施 設	耐震診断結果から耐震化整備が 必要なもの	防災活動 中核拠点	略	—	地域防災 活動拠点	略	—（※）	消防署（出張所）・消防学校	名東消防署、有松出張所	略	—	略	—	災害医療 活動拠点	略	—	略	—	避難所	小・中・高校	—	その他の施設	公会堂	救護所		二	災害時要援護者が専ら利用する施設		二	平成29年4月1日現在 <table><tr><th>区 分</th><th>施 設</th><th>耐震診断結果から耐震化整備が 必要なもの</th></tr><tr><td>防災活動 中核拠点</td><td>略</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="4">地域防災 活動拠点</td><td>略</td><td>—（※）</td></tr><tr><td>消防署（出張所）・消防学校</td><td>二</td></tr><tr><td>略</td><td>—</td></tr><tr><td>略</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">災害医療 活動拠点</td><td>略</td><td>—</td></tr><tr><td>略</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="2">指定避難所</td><td>小・中・高校</td><td>—</td></tr><tr><td>その他の施設</td><td>公会堂</td></tr><tr><td>(削除)</td><td></td><td>(削除)</td></tr><tr><td>(削除)</td><td></td><td>(削除)</td></tr></table> （注）略 （注）<u>指定避難所</u>の施設は、<u>指定避難所</u>として指定され ている棟が耐震化整備の必要がある場合、施設名を 記載している。 略	区 分	施 設	耐震診断結果から耐震化整備が 必要なもの	防災活動 中核拠点	略	—	地域防災 活動拠点	略	—（※）	消防署（出張所）・消防学校	二	略	—	略	—	災害医療 活動拠点	略	—	略	—	指定避難所	小・中・高校	—	その他の施設	公会堂	(削除)		(削除)	(削除)		(削除)	
区 分	施 設	耐震診断結果から耐震化整備が 必要なもの																																																																
防災活動 中核拠点	略	—																																																																
地域防災 活動拠点	略	—（※）																																																																
	消防署（出張所）・消防学校	名東消防署、有松出張所																																																																
	略	—																																																																
	略	—																																																																
災害医療 活動拠点	略	—																																																																
	略	—																																																																
避難所	小・中・高校	—																																																																
	その他の施設	公会堂																																																																
救護所		二																																																																
災害時要援護者が専ら利用する施設		二																																																																
区 分	施 設	耐震診断結果から耐震化整備が 必要なもの																																																																
防災活動 中核拠点	略	—																																																																
地域防災 活動拠点	略	—（※）																																																																
	消防署（出張所）・消防学校	二																																																																
	略	—																																																																
	略	—																																																																
災害医療 活動拠点	略	—																																																																
	略	—																																																																
指定避難所	小・中・高校	—																																																																
	その他の施設	公会堂																																																																
(削除)		(削除)																																																																
(削除)		(削除)																																																																
11	88	第 10 節 救護・救援体制の整備 略 第 1 食糧等の確保 略 1 備蓄 略 このような事態に備え、被災者及び避難者に必要な 食糧及び寝具その他の生活必需品を供与または貸与 するため、<u>南海トラフ巨大地震の被害想定において発 生するとされた避難所避難者数約 13 万 8 千人</u>に対し、	第 10 節 救護・救援体制の整備 略 第 1 食糧等の確保 略 1 備蓄 略 このような事態に備え、被災者及び避難者に必要な 食糧及び寝具その他の生活必需品を供与または貸与 するため、<u>避難所避難者等</u>に対し、発災後 3 日分の必 要量として、名古屋市震災対策実施計画<u>及び名古屋市</u>	名古屋市風水害対 策実施計画策定に																																																														

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		発災後 3 日分の必要量として、名古屋市震災対策実施計画に基づき平成 30 年度までに、食糧 <u>151 万食</u>及び <u>1 人あたり 2 枚となる 27 万 6 千枚</u>の毛布の備蓄等を行う。食糧については、ビスケット、アルファ化米、粉ミルク等の備蓄を行い、生活必需品としては、毛布、紙おむつ等を備蓄する。また、災害用トイレ<u>等</u>についても備蓄を行う。その他、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域（中川区、港区の全域及び中村区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区の一部の地域）については、<u>避難所</u>定員に対し、1 人あたり 3ℓの飲料水の備蓄を行う。備蓄する物資については、その補充及び更新を行うとともに、高齢者や乳幼児等の災害時要援護者に配慮されたものとする。 これらの備蓄物資は、災害時の交通途絶や輸送ラインの寸断の場合にも迅速に配布できるよう、小中学校やコミュニティセンターなどの<u>避難所</u>に地域や定員などを勘案し配備するほか、備蓄倉庫、区役所・支所においても保管する。 略 2 略 3 水等の確保 市民生活にとって必要不可欠な水の確保は、「第 4 節 ライフラインの整備 第 1 水道施設等」による。ただし、前述のとおり、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域	<u>風水害対策実施計画</u>に基づき平成 30 年度までに、食糧 <u>169 万食</u>及び <u>32 万 7 千枚</u>の毛布の備蓄等を行う。食糧については、ビスケット、アルファ化米、粉ミルク等の備蓄を行い、生活必需品としては、毛布、紙おむつ等を備蓄する。また、災害用トイレ <u>(削除)</u>についても備蓄を行う。その他、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域（中川区、港区の全域及び中村区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区の一部の地域）については、<u>指定避難所</u>定員に対し、1 人あたり 3ℓの飲料水の備蓄を行う。備蓄する物資については、その補充及び更新を行うとともに、高齢者や乳幼児等の災害時要援護者に配慮されたものとする。 これらの備蓄物資は、災害時の交通途絶や輸送ラインの寸断の場合にも迅速に配布できるよう、小中学校やコミュニティセンターなどの<u>指定避難所</u>に地域や定員などを勘案し配備するほか、備蓄倉庫、区役所・支所においても保管する。 略 2 略 3 水等の確保 市民生活にとって必要不可欠な水の確保は、「第 4 節 ライフラインの整備 第 1 水道施設等」による。ただし、前述のとおり、本市が実施した南海トラフ巨大地震被害想定調査において津波浸水するとされた地域	伴う修正 災害対策基本法改正に伴う修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		については、<u>避難所</u>定員に対し、1人あたり約30の飲料水の備蓄を行うものとする。 略	については、<u>指定避難所</u>定員に対し、1人あたり約30の飲料水の備蓄を行うものとする。 略	
12	92	第11節 避難体制の整備 災害時における差し迫った危険から住民の生命を守る<u>(追加)</u>とともに、倒壊、流失、焼失等により住家を失った、<u>り災者</u>を一時<u>収容する</u>ため、<u>避難施設及び避難場所</u>をあらかじめ選定し、住民に周知徹底<u>しておくとともに</u>、避難誘導體制の確立等に努めるものとする。 第1 <u>広域避難場所</u>避難所の確保 1 <u>避難所</u> <u>家屋の倒壊、流失、焼失など現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を一時収容、保護するための施設をいう。(災害対策基本法第49条の7第1項に規定する指定避難所)</u> <u>(1) 指定基準</u> <u>ア 原則として、土砂災害危険箇所区域外に位置する建築物であること。</u> <u>イ 収容人員は、概ね100名以上とし、1人当たり2m²を確保して算定すること。</u> <u>ウ 避難が容易でかつ住民に周知されていること。</u> <u>エ 人口動態などのバランスを考慮し、原則として1学区に複数確保すること。</u> <u>オ 過去の浸水実績や浸水予測結果から判断し、避難者の安全空間(階)を確保することができるこ</u>	第11節 避難体制の整備 災害時における差し迫った危険から住民の生命を守る<u>ため、指定緊急避難場所をあらかじめ選定する</u>とともに、倒壊、流失、焼失等により住家を失った、<u>被災者</u>を一時<u>滞在させる</u>ため、<u>指定避難所</u>をあらかじめ選定し、住民に周知徹底し、避難誘導體制の確立等に努めるものとする。 第1 <u>指定緊急避難場所・指定</u>避難所の確保 <u>(削除)</u>	災害対策基本法改正に伴う修正 災害対策基本法改正に伴う修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>と。</u> <u>カ 原則として、耐震・耐火構造の建築物であること。</u> <u>(2) 指定する施設</u> <u>ア 市立の小・中・高等学校、市立大学、コミュニティセンター</u> <u>なお、ペットとの同行避難が可能な場所は、原則、市立の小・中学校とする。</u> <u>イ 生涯学習センター、市スポーツセンター（ただし、大規模災害が発生した場合には、救援物資の集配場所、応援隊の宿所、遺体の収容場所等の用途にも使用）</u> <u>ウ 市立以外の小・中・高等学校、大学、各種専門学校並びにその他の公共・民間施設で指定基準に適合するもの。</u> <u>なお、福祉会館を始め社会福祉施設等については、災害時要援護者のための福祉避難所として確保する。</u> <u>(3) 収容場所</u> <u>ア 市立の小・中・高等学校は、体育館・特別活動室・格技場・その他（特別教室等授業再開に支障のないスペース）とし、状況に応じて普通教室にも収容し、収容人員は、有効スペースから算出する。また、市立の小・中学校は、避難所の居住スペースとは別の場所に、ペット動物の飼育場所を確保する。</u>		

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>イ その他の施設は、施設所有者（管理者）と調整のうえ、収容場所を決定し、収容人員を算出する。</u> <u>(4) 耐震対策</u> <u>避難者の安全確保及び避難所機能を維持させるため、避難所に指定された施設の耐震改修を推進するとともに、発災後初期段階における安全点検等の措置内容についても、あらかじめ定める。</u> <u>(5) 避難所の指定手順</u> <u>区長は、避難所を選定する場合に必要な応じ地域の要望・意見等を聞くこととし、指定及び解除に係る手順は以下のとおりとする。</u> <u>ア 指定</u>  <pre>graph LR; A[指定緊急避難場所に適する施設] -- "①協議・依頼" --> B[区長
(区総務課)]; B -- "②協議・了承" --> C[施設所有者
(管理者)]; C -- "②協議・了承" --> B; B -- "③上申" --> D[市長
(地域防災室)]; D -- "④指定" --> E[地域防災計画(附属資料編)等へ掲載];</pre> <u>イ 解除</u>  <pre>graph LR; A[指定緊急避難場所に適する施設] -- "①不適合" --> B[区長
(区総務課)]; B -- "②協議・了承" --> C[施設所有者
(管理者)]; C -- "①不適合" --> B; C -- "③申出" --> B; B -- "③上申" --> D[市長
(地域防災室)]; D -- "④解除" --> E[地域防災計画(附属資料編)等から削除];</pre> <u>1 (追加)</u>	<u>1 指定緊急避難場所</u> <u>災対法第 49 条の 4 第 1 項に基づき、災害から命を守るために緊急的に避難する場所をいい、洪水・内水氾濫、土砂災害、津波、地震の揺れ、大規模な火事といった災害の種類ごとに指定する。</u>	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>(1) 指定基準</u> <u>ア 洪水・内水氾濫</u> <u>(ア) 耐震性</u> <u>新耐震設計基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）</u> <u>に適合していること、又は耐震診断によって耐</u> <u>震安全性が確認されていること</u> <u>(イ) 区域の安全性又は構造安全性・階層</u> <u>※以下の a 又は b を満たすこと</u> <u>a 区域の安全性</u> <u>浸水想定区域外又は浸水深 0.5m 未満の浸</u> <u>水想定区域内に立地していること</u> <u>b 構造安全性・階層</u> <u>浸水深 0.5m 以上の浸水想定区域に立地し</u> <u>ている場合は、以下の (a) 及び (b) を満たすこ</u> <u>と</u> <u>(a) 鉄筋 (RC)、鉄骨鉄筋 (SRC) 又は鉄骨 (S)</u> <u>構造 (※) であること</u> <u>※ 鉄骨 (S) 構造については、以下の要件</u> <u>を満たすこと</u> <u>・建築面積が 3,000 m²以上の建築物であ</u> <u>ること</u> <u>・長辺（受圧面）に対して短辺（奥行き）</u> <u>が 25m以上の建築物であること</u> <u>・河川に直接面していないこと</u> <u>(b) 想定浸水深の水位より上の高さに避難</u> <u>スペースがあること</u>	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>(ウ) 風水害時における安全性</u> <u>a 洪水等の気象状況に対応するため、屋内に滞在できること</u> <u>b 土砂災害（特別）警戒区域の区域外に立地していること</u> <u>(エ) 利用条件</u> <u>a 災害が切迫した状況において、被災者の受入ができるよう、市職員等による開錠等が可能であること</u> <u>b 利用にあたり無料であること</u> <u>イ 土砂災害</u> <u>(ア) 耐震性</u> <u>新耐震設計基準（昭和 56 年 6 月 1 日施行）に適合していること、又は耐震診断によって耐震安全性が確認されていること</u> <u>(イ) 風水害時における安全性</u> <u>a 洪水等の気象状況に対応するため、屋内に滞在できること</u> <u>b 土砂災害（特別）警戒区域の区域外に立地していること</u> <u>(ウ) 利用条件</u> <u>a 災害が切迫した状況において、被災者の受入ができるよう、市職員等による開錠等が可能であること</u> <u>b 利用にあたり無料であること</u> <u>ウ 津波</u>	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>(7) 建築物</u> <u>a 耐震性</u> <u>新耐震設計基準(昭和 56 年 6 月 1 日施行)</u> <u>に適合していること、又は耐震診断によって</u> <u>耐震安全性が確認されていること</u> <u>b 構造安全性</u> <u>鉄筋 (RC)、鉄骨鉄筋 (SRC) 又は鉄骨 (S)</u> <u>構造 (※) であること</u> <u>※ 鉄骨(S)構造については、以下の要件を満</u> <u>たすこと</u> <u>・ 建築面積が 3,000 m²以上の建築物である</u> <u>こと</u> <u>・ 長辺 (受圧面) に対して短辺 (奥行き)</u> <u>が 25m以上の建築物であること</u> <u>・ 海岸に直接面していないこと</u> <u>c 階層</u> <u>3 階未満の階層で通常の 3 階床面と同等</u> <u>の床高を持つ建物</u> <u>※ 屋上を含め、近隣の建物の 3 階床面と同等</u> <u>の高さ以上の床面を持つ建物については、階</u> <u>層が 3 階未満であっても、津波避難ビルに指</u> <u>定できるものとする。</u> <u>d 利用条件</u> <u>(a) 災害が切迫した状況において、被災者の</u> <u>受入ができるよう、市職員等による開錠等</u> <u>が可能であること</u>	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考		
			<table><tr><td>大規模な火事</td><td>広域避難場所</td></tr></table> <u>ア 津波避難ビル・津波に係る盛土構造物</u> <u>津波の指定緊急避難場所であり、伊勢・三河湾に</u> <u>大津波警報が発表されたとき又は市長が必要と認</u> <u>めるとき、高台へ避難することが困難な場合や、避</u> <u>難する時間に制限がある場合など、非常に切迫した</u> <u>状況のときに一時的に避難する施設をいう。</u> <u>イ 広域避難場所</u> <u>大規模な火事及び地震の揺れの指定緊急避難場</u> <u>所であり、主として地震火災が延焼拡大した場合</u> <u>に、周辺地域からの避難者を収容し、避難者の生命</u> <u>を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等</u> <u>をいい、おおむね次の基準により選定する。</u> <u>(ア) 総面積10,000㎡以上の公園、緑地、公共空地帯</u> <u>で付近家屋の密集度、火災延焼の可能性、危険物</u> <u>の有無等を考慮して大火輻射熱に対しての安全面</u> <u>積が2,000㎡以上のものとする。</u> <u>(イ) 広域避難場所における避難者1人当たりの必要</u> <u>面積は、おおむね2㎡以上とし、避難を要するすべ</u> <u>ての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよ</u> <u>う配置する。</u> <u>(ウ) 避難計画上、学区単位を原則とし、広域避難場所</u> <u>の収容可能人口を考慮しながら、主要道路、鉄道、</u> <u>河川など地形条件を加味して設定するものとする。</u> <u>ウ 一時避難場所</u> <u>地震の揺れの指定緊急避難場所であり、避難者が</u>	大規模な火事	広域避難場所	
大規模な火事	広域避難場所					

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>一時的に集合して余震等の様子を見る場所をいい、地域の生活圏や河川等の地形条件により、避難計画上、避難時間のかかるおそれのある地域において、概ね10,000㎡以上の公園・緑地等の公共空地を指定する。</u> <u>(3) 指定手順</u> <u>区長は、指定緊急避難場所を選定する場合、必要に応じて地域の要望・意見等を聞くこととする。</u> <u>洪水・内水氾濫、土砂災害、地震の揺れ及び大規模な火事の指定緊急避難場所については、本市所有施設は所管局室区において、その他の施設は当該施設所有者等において、指定基準の適合等を確認し指定する。</u> <u>津波の指定緊急避難場所については、本市所有施設は所管局室区において、指定基準の適合等を確認し指定する。その他の施設は、原則、本市、当該施設所有者等及び地域住民の代表（区政協力委員等）により、指定基準の適合等を確認するとともに、協定締結のうえ指定する。</u> <u>指定及び解除に係る手順は以下のとおりとする。</u> <u>ア 洪水・内水氾濫、土砂災害、地震、大規模な火事</u> <u>(ア) 指定</u>	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
			指定緊急避難 場所に適合す る施設 施設所有者 (管理者) ①確認・依頼 ②協議・了承 区 長 (区総務課) ③上 申 市 長 (地域防災部) ④指 定 地域防災計画(附属資 料編)等へ掲載 (イ) 解除 指定緊急避難 場所に適合す る施設 施設所有者 (管理者) ①不適合 ②協議・了承 ③申 出 区 長 (区総務課) ③上 申 市 長 (地域防災部) ④解 除 地域防災計画(附属資 料編)等から削除 イ 津波 (ア) 指定 a 市有施設 指定緊急避難 場所に適合す る施設 施設所有者 (市管施設・関係機関) ①確認・依頼 ②協議・了承 区 長 (区総務課) 防災危機 管理局長 (地域防災部) ③確 認 市 長 (地域防災部) ④指 定 地域防災計画(附属資 料編)等へ掲載 b その他の施設 指定緊急避難 場所に適合す る施設 施設所有者 (管理者) ①確認・依頼 ②協議・了承 ③協定締結 区 長 (区総務課) 地域住民の代表 (区前協力会等) ① ② ③協定締結 市 長 (地域防災部) ④指 定 地域防災計画(附属資 料編)等へ掲載 (イ) 解除 a 市有施設	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		2 広域避難場所及び一時避難場所 (1) 広域避難場所 広域避難場所は、主として地震火災が延焼拡大した場合に、周辺地域からの避難者を収容し、避難者の生命を保護するために必要な面積を有する公園、緑地等をいい、おおむね次の基準により選定する。（災害対策基本法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所） ア 総面積10,000㎡以上の公園、緑地、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地帯で付近家屋の密集度、火災延焼の可能性、危険物の有無等を考慮して大火輻射熱に対しての安全面積が2,000㎡以上のものとする。 イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とし、避難を要するすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置する。	b その他の施設 2 (削除)	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>ウ 避難計画上、学区単位を原則とし、広域避難場所の収容可能人口を考慮しながら、主要道路、鉄道、河川など地形条件を加味して設定するものとする。</u> <u>(2) 一時避難場所</u> <u>広域避難場所へ避難するまでの中継地として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所をいい、地域の生活圏や河川等の地形条件により、避難計画上、避難時間のかかるおそれのある地域において、概ね10,000㎡以上の公園・緑地等の公共空地进行指定する。</u> <u>3 提供避難場所</u> <u>企業などから提供される避難場所、地域が自主的に運営する避難場所又は帰宅支援に用いる避難場所及び津波発生時の一時的な避難場所をいう。</u> <u>(1) 地域運営型</u> <u>提供避難場所のうち、地域住民等が避難するための避難場所をいう。</u> <u>地域の実情にあわせて地域と企業などが覚書等によって設定し、地域が協働で自主運営することを前提とする。</u> <u>(2) 帰宅支援型</u> <u>提供避難場所のうち、帰宅困難者等に対する支援のため、帰宅支援及び発災後の一時的な避難を行う避難場所をいう。</u> <u>市と提供企業等との協定により運営方法等を決定する。</u> <u>(3) 緊急避難型</u>		

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>提供避難場所のうち、津波発生時における人的被害を最小限におさえるため、一時的に避難するための避難場所をいう。</u> <u>ア 津波避難ビル</u> <u>津波避難ビルは、伊勢・三河湾に大津波警報が発表されたとき又は市長が必要と認めるとき、高台へ避難することが困難な場合や、避難する時間に制限がある場合など、非常に切迫した状況のときに一時的に避難する施設をいう。(災害対策基本法第49条の4第1項に規定する指定緊急避難場所)</u> <u>公共建物のうち、本市所有建物は、所管局室区において確認し、指定する。そのほかの公共建物は、当該建物を所管する機関に要請し、承諾を受けたのちに指定する。</u> <u>民間建物は、本市、所有者等及び地域住民の代表(区政協力委員等)による協定締結のうえ、指定する。</u> <u>(ア) 指定基準</u> <u>津波避難ビルはおおむね次の基準により選定する。</u> <u>a 新耐震設計基準(1981年(昭和56年)6月1日施行)に適合していること、又は、耐震診断によって耐震安全性が確認されていること。</u> <u>b 鉄筋コンクリートまたは鉄骨鉄筋コンクリート構造で3階以上の堅牢な建物であること。ただし、次に該当する建物についても、津波避難ビル</u>		

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>に指定できるものとする。</u> <u>(a) 3階未満の階層で通常の3階床面と同等の床高を持つ建物</u> <u>屋上を含め、近隣の建物の3階床面と同等の高さ以上の床面を持つ建物については、階層が3階未満であっても、津波避難ビルに指定できるものとする。</u> <u>(b) 別に定める要件を満たす大規模な鉄骨（S）構造の建物</u> <u>c 常に出入りが可能な施設とすること。</u> <u>d その他、専門家・有識者等により、津波避難ビルとして指定することがふさわしいと認められること。</u> <u>(イ) 収容人員</u> <u>収容人員は、1人当たり1㎡を確保して算定すること。</u> <u>イ 津波からの緊急避難場所</u> <u>津波からの緊急避難場所は、海拔6メートル以上の高台にある避難所をいう。</u> <u>4 避難場所</u> <u>警戒宣言時等、建物の耐震性が乏しく、かつ、付近に安全な場所が確保できない場合に、住民等が避難する場所で、広域避難場所、一時避難場所及び市立小中学校のグラウンドをいう。</u> <u>（追加）</u>	<u>2 指定避難所</u> <u>(1) 指定基準</u>	災害対策基本法改正に伴う修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>ア 原則として、土砂災害（特別）警戒区域外に位置する建築物であること</u> <u>イ 収容人員は、概ね 100 名以上とし、1 人当たり 2m²を確保して算定すること</u> <u>ウ 避難が容易でかつ住民に周知されていること。</u> <u>エ 人口動態などのバランスを考慮し、原則として 1 学区に複数確保すること</u> <u>オ 過去の浸水実績や浸水予測結果から判断し、避難者の安全空間（階）を確保することができること</u> <u>カ 耐震・耐火構造の建築物であること</u> <u>(2) 指定する施設</u> <u>ア 市立の小・中・高等学校、市立大学、コミュニティセンター</u> <u>なお、ペットとの同行避難が可能な場所は、原則、市立の小・中学校とする。</u> <u>イ 生涯学習センター、市スポーツセンター（ただし、大規模災害が発生した場合には、救援物資の集配場所、応援隊の宿所、遺体の収容場所等の用途にも使用）</u> <u>ウ 市立以外的小・中・高等学校、大学、各種専門学校、その他の公共・民間施設で指定基準に適合する施設</u> <u>なお、福祉会館を始め社会福祉施設等については、災害時要援護者のための福祉避難所として確保する。</u>	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>(3) 収容場所</u> <u>ア 市立の小・中・高等学校は、体育館・特別活動室・格技場・その他（特別教室等授業再開に支障のないスペース）とし、状況に応じて普通教室にも収容し、収容人員は、有効スペースから算出する。また、市立の小・中学校は、避難所の居住スペースとは別の場所に、ペット動物の飼育場所を確保する。</u> <u>イ その他の施設は、施設所有者（管理者）と調整のうえ、収容場所を決定し、収容人員を算出する。</u> <u>(4) 耐震対策</u> <u>避難者の安全確保及び避難所機能を維持させるため、施設の耐震改修を推進するとともに、発災後初期段階における安全点検等の措置内容についても、あらかじめ定める。</u> <u>(5) 指定手順</u> <u>区長は、指定避難所を選定する場合に必要な応じ地域の要望・意見等を聞くこととし、指定及び解除に係る手順は以下のとおりとする。</u> <u>ア 指定</u> <pre>graph LR; A[指定避難所に適合する施設] -- ①確認・依頼 --> B[区長 (区総務課)]; B -- ②協議・了承 --> C[施設所有者 (管理者)]; C -- ②協議・了承 --> B; B -- ③上申 --> D[市長 (市防災室)]; D -- ④指定 --> E[地域防災計画(附属資料編)等へ掲載];</pre> <u>イ 解除</u>	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>(追加)</u> 第2 避難誘導體制の確立等 災害が発生した時、多数の住民が円滑かつ的確に避難できるよう、<u>広域避難場所</u>、<u>避難所</u>及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置するとともに、平素から住民に周知するため、各種マップの戸別配布や防災訓練<u>(追加)</u>を通じて、その徹底を図る。 また、地域ごとに避難者が迅速かつ安全に避難できるよう、災害対策委員、自主防災組織等が中心となって、集結場所、代替となる複数の避難経路等を考慮しながら、予め各地域から<u>避難所</u>等までの避難計画を策定するよう指導する。その際、地震火災発生に備え、<u>一時避難所及び広域避難所</u>への避難についても避難計画に盛り込むよう留意すること。 <u>〔発災後の避難行動〕</u>	<pre>graph LR A[指定避難所] B[施設所有者
(管理者)] C[区長
(区総務課)] D[市長
(地域防災室)] E[地域防災計画
(附属資料編)等から削除] B -- ①申出 --> C C -- ②協議・了承 --> A C -- ③上申 --> D D -- ④解除 --> A A -- ①不適合 --> B A --> E</pre> 3 提供避難場所 <u>企業などから提供され、地域住民等が避難するための避難場所をいう。地域の実情にあわせて地域と企業などが覚書等によって設定し、地域が協働で自主運営することを前提とする。</u> 第2 避難誘導體制の確立等 災害が発生した時、多数の住民が円滑かつ的確に避難できるよう、<u>指定緊急避難場所</u>、<u>指定避難所</u>及びその周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置するとともに、平素から住民に周知するため、各種マップの戸別配布や防災訓練<u>等</u>を通じて、その徹底を図る。 また、地域ごとに避難者が迅速かつ安全に避難できるよう、災害対策委員、自主防災組織等が中心となって、集結場所、代替となる複数の避難経路等を考慮しながら、予め各地域から<u>指定避難所</u>等までの避難計画を策定するよう指導する。その際、地震火災発生に備え、<u>広域避難場所</u>への避難についても避難計画に盛り込むよう留意すること。 1 風水害時 <u>〔発災後の避難行動〕</u>	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		水害時の適切な避難行動は、切迫する危険を回避するための行動を基本とし、<u>避難所</u>への移動のみでなく、土地の高低や建物の階数、構造など、住民それぞれに置かれた状況やその時点での降雨、浸水の状況などに即して、避難の時期や方法、避難する場所を選択する必要があることから、適切な避難行動の周知に努める。 <u>水防法に基づき浸水想定区域内に存在する地下街等の所有者又は管理者に対して、単独又は共同で、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な計画「避難確保計画」及び洪水時の</u>	水害時の適切な避難行動は、切迫する危険を回避するための行動を基本とし、<u>指定緊急避難場所</u>への移動のみでなく、土地の高低や建物の階数、構造など、住民それぞれに置かれた状況やその時点での降雨、浸水の状況などに即して、避難の時期や方法、避難する場所を選択する必要があることから、適切な避難行動の周知に努める。 <u>なお、浸水想定区域内に存し、本計画に名称及び所在地が定められた地下街等の所有者又は管理者は、その利用者の洪水時、雨水出水時及び高潮時（以下、洪水時等</u>	災害対策基本法改正に伴う修正 水防法改正に伴う修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画「浸水防止計画」を作成し報告するよう指導する。</u>	<u>という)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成・公表するとともに、当該計画に従って避難の確保及び浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を設置しなければならない。</u> <u>また、浸水想定区域内に存し、本計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は「避難確保計画」を、大規模工場等の所有者又は管理者は「浸水防止計画」をそれぞれ作成するとともに、当該計画に従って避難の確保又は浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織の設置に努める。</u> <u>2 地震災害時</u> <u>〔発災後の避難行動〕</u> <pre>graph TD A[地震発生] -- "避難勧告（大津波警報等）発生" --> B{津波の浸水想定区域にいる} A -- "津波のおそれなし" --> C{全震や大規模な火事により、避難が必要} B -- YES --> D[浸水想定区域外へ避難] B -- NO --> C D --> E[指定緊急避難場所（津波）] C -- YES --> F[指定緊急避難場所（地震の揺れ・大規模な火事）] C -- NO --> G[自宅などにとどまる] E --> H[大津波警報の解除等、災害のおそれなくなる] F --> H G --> H H --> I{自宅が被災（倒壊、流失、消失等）して、帰宅不可} I -- NO --> J[帰宅] I -- YES --> K[指定避難所]</pre>	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
			<u>なお、地震などで、大規模な火事が発生した場合は、大規模な火事の指定緊急避難場所である広域避難場所に避難する。</u>	
13	96	第12節 災害時要援護者対策 略 第1 避難・誘導対策 略 1 ～ 2 略 3 避難行動要支援者名簿の作成 (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者 ア 略 イ 略 ウ 介護保険受給者 (要支援、要介護の認定を受けている者 <u>(追加)</u>) エ ～ キ 略 ク ア～キ以外で、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求める者。<u>ただし、その者の居住する地域の避難支援等関係者が区役所と名簿情報提供に関する協定を締結している場合に限る。</u> (2) 略 4 ～ 5 略 第2 避難生活の確保 略 1 略 2 避難施設における福祉的配慮	第12節 災害時要援護者対策 略 第1 避難・誘導対策 略 1 ～ 2 略 3 避難行動要支援者名簿の作成 (1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者 ア 略 イ 略 ウ 介護保険受給者 (要支援、要介護の認定を受けている者 <u>及び介護予防・生活支援サービス事業対象者</u>) エ ～ キ 略 ク ア～キ以外で、自ら避難行動要支援者名簿への掲載を求める者 <u>(削除)</u> (2) 略 4 ～ 5 略 第2 避難生活の確保 略 1 略 2 避難施設における福祉的配慮	対策の追加

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>避難所</u>に指定された公共施設は、高齢者、障害者等が不安なく安全に避難生活ができるよう、あらかじめ車椅子用トイレの設置や施設内の段差解消等、福祉環境の整備に努めておくものとする。 略	<u>指定避難所</u>に指定された公共施設は、高齢者、障害者等が不安なく安全に避難生活ができるよう、あらかじめ車椅子用トイレの設置や施設内の段差解消等、福祉環境の整備に努めておくものとする。 略	災害対策基本法改正に伴う修正
14	99	第13節 防災意識の啓発及び防災訓練 略 第1 防災意識の啓発 略 1 ～ 2 略 3 市民・企業に対する防災教育及び広報 略 (1) 広報・教育内容 ア ～ カ 略 キ 地域の<u>避難所、津波避難ビル、避難場所、避難路</u>に関する知識 ク ～ コ 略 (2) ～ (3) 略 4 ～ 5 略 第2 防災訓練 略 1 基礎的訓練 (1) 水防工法訓練 水災害が発生した場合において、その被害を最小限に防止し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、市、区関係職員及び地域関係者に対し、<u>土のう造</u>	第13節 防災意識の啓発及び防災訓練 略 第1 防災意識の啓発 略 1 ～ 2 略 3 市民・企業に対する防災教育及び広報 略 (1) 広報・教育内容 ア ～ カ 略 キ 地域の<u>指定避難所、指定緊急避難場所等、避難路</u>に関する知識 ク ～ コ 略 (2) ～ (3) 略 4 ～ 5 略 第2 防災訓練 略 1 基礎的訓練 (1) 水防工法訓練 水災害が発生した場合において、その被害を最小限に防止し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、市、区関係職員及び地域関係者に対し、<u>体験型・</u>	災害対策基本法改正に伴う修正 表現の修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>り、杭打積土俵工</u>、その他水防工法全般についての水防訓練を実施する。 (2) ～ (4) (5) <u>避難所</u>運営訓練 東日本大震災等を教訓として改正した「<u>避難所</u>運営マニュアル」の実効をあげるため、各区において<u>避難所</u>開設・運営訓練等を実施する。 (6) 略 2 総合訓練 (1) 略 (2) 本市の防災訓練 市は、市防災会議の主唱に基づき、毎年 8 月 30 日から 9 月 5 日の防災週間を中心に、市及び防災関係機関並びに民間企業、市民の参加を得て、<u>地域防災計画</u>の具体的な運用等の検証を目的とする大規模な地震に関する総合防災訓練を実施する。 略	<u>実践型簡易水防工法訓練</u>、その他水防工法全般についての水防訓練を実施する。 (2) ～ (4) (5) <u>指定避難所</u>運営訓練 東日本大震災等を教訓として改正した「<u>指定避難所</u>運営マニュアル」の実効をあげるため、各区において<u>指定避難所</u>開設・運営訓練等を実施する。 (6) 略 2 総合訓練 (1) 略 (2) 本市の防災訓練 市は、市防災会議の主唱に基づき、毎年 8 月 30 日から 9 月 5 日の防災週間を中心に、市及び防災関係機関並びに民間企業、市民の参加を得て、<u>本計画</u>の具体的な運用等の検証を目的とする大規模な地震に関する総合防災訓練を実施する。 略	名称の変更 標記の整理
15	107	第 14 節 地域防災力の向上 略 第 1 ～第 2 略 第 3 消防団の充実強化 略 1 ～ 2 略 3 救助、応急救護用資器材等の増強配置 発災後、地域において各消防団が円滑かつ効果的に活動できるよう、救助・応急救護資器材<u>及び背負い式</u>	第 14 節 地域防災力の向上 略 第 1 ～第 2 略 第 3 消防団の充実強化 略 1 ～ 2 略 3 救助、応急救護用資器材等の増強配置 発災後、地域において各消防団が円滑かつ効果的に活動できるよう、救助・応急救護資器材<u>(削除)</u>等を	時点修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考												
		<u>消火水のう</u>等を配置するとともに、消火能力の向上を図るため、可搬式ポンプの機能強化を図る。 第4 略 第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画） 名古屋市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者<u>（追加）</u>は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。 1 <u>名古屋市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者</u>は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として<u>名古屋市防災会議</u>に提案することができる。 <u>（追加）</u> 2 <u>市は名古屋市地域防災計画（以下、「市地域防災計画」という。）に地区防災計画を位置付けるよう名古屋</u>	配置するとともに、消火能力の向上を図るため、可搬式ポンプの機能強化を図る。 第4 略 第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画） 名古屋市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者<u>（以下、「地区居住者等」という。）</u>は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。 1 <u>地区居住者等</u>は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として<u>市防災会議</u>に提案することができる。 <u>なお、提案に関する詳細については、市防災会議運営要綱に定める事務局長が別に定める。</u> <table><tr><th>項 目</th><th>詳 細</th></tr><tr><td>計画の対象範囲</td><td>・ 対象地区の範囲に関すること。</td></tr><tr><td>計画の目的・目標</td><td>・ 活動の目的・目標に関すること。</td></tr><tr><td>地区の特性</td><td>・ 地区の特性（自然特性及び社会特性）に関すること。 ・ 各種ハザードマップに関すること。</td></tr><tr><td>具体的な防災活動</td><td>・ 平常時の活動に関すること。 ・ 災害時の活動に関すること。 ・ 避難行動に関すること。</td></tr><tr><td>計画の見直し</td><td>・ 計画の見直しに関すること。</td></tr></table> 2 <u>市防災会議は地区居住者等から提案を受けた場合、提案を踏まえて本計画に地区防災計画を定める必要が</u>	項 目	詳 細	計画の対象範囲	・ 対象地区の範囲に関すること。	計画の目的・目標	・ 活動の目的・目標に関すること。	地区の特性	・ 地区の特性（自然特性及び社会特性）に関すること。 ・ 各種ハザードマップに関すること。	具体的な防災活動	・ 平常時の活動に関すること。 ・ 災害時の活動に関すること。 ・ 避難行動に関すること。	計画の見直し	・ 計画の見直しに関すること。	表現の修正
項 目	詳 細															
計画の対象範囲	・ 対象地区の範囲に関すること。															
計画の目的・目標	・ 活動の目的・目標に関すること。															
地区の特性	・ 地区の特性（自然特性及び社会特性）に関すること。 ・ 各種ハザードマップに関すること。															
具体的な防災活動	・ 平常時の活動に関すること。 ・ 災害時の活動に関すること。 ・ 避難行動に関すること。															
計画の見直し	・ 計画の見直しに関すること。															

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>屋市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者</u> から提案を受け、 <u>(追加)</u> 必要があると認めるときは、 <u>名古屋市地域防災計画</u> に地区防災計画を定めるものと <u>する。</u>	<u>あるかどうかを判断し、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとし、定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、計画提案をした地区居住者等に通知する。</u>	
16	110	第 15 節 事業所等への安全指導 略 第 1 ～ 第 2 略 第 3 危険物等の安全対策 石油類等の危険物 <u>(追加)</u> 並びに高圧ガス（L P Gを含む）、<u>火薬類</u>、毒物・劇物、放射性物質等（以下「高圧ガス等」という。）を保有する事業所における火災等の災害の発生を防止するため、関係機関の協力により自主保安体制の確立、従事者の保安教育など危険物等に対する保安確保に努めるよう指導するものとする。 1 石油類等の危険物を保有する事業所の安全指導 (1) 立入検査 略 また、移動タンク貯蔵所 <u>(追加)</u> にあつては、路上立入検査を実施し、危険物移送の安全確保を図る。 (2) 略 <u>(追加)</u>	第 15 節 事業所等への安全指導 略 第 1 ～ 第 2 略 第 3 危険物等の安全対策 石油類等の危険物、<u>火薬類</u>並びに高圧ガス（L P Gを含む）、<u>(削除)</u> 毒物・劇物、放射性物質等（以下「高圧ガス等」という。）を保有する事業所における火災等の災害の発生を防止するため、関係機関の協力により自主保安体制の確立、従事者の保安教育など危険物等に対する保安確保に努めるよう指導するものとする。 1 石油類等の危険物を保有する事業所の安全指導 (1) 立入検査 略 また、移動タンク貯蔵所<u>及び危険物運搬車両</u>にあつては、路上立入検査を実施し、危険物移送の安全確保を図る。 (2) 略 <u>2 火薬類を保有する事業所の安全指導</u> <u>火薬類の販売所等、火薬類を取り扱う事業所の立入検査を実施するなど、火薬類取締法令に基づく規制を行うとともに、自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。</u>	権限移譲に伴う修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>2</u> 高圧ガス等を保有する事業所の安全指導	<u>3</u> 高圧ガス等を保有する事業所の安全指導	
17	113	第 16 節 重要データの管理 略 第 1 略 第 2 災害対策用地リストの管理 大災害が発生した場合、大規模公園、グラウンド等の空地は、発災直後から避難者を保護するための避難場所であつたり、消防、自衛隊、警察等大規模な応援隊の拠点となる応援隊集結（活動）拠点、緊急物資集配拠点の車両待機場所などに活用されるほか、復旧段階においても、応急仮設住宅の建設予定地や<u>ごみ・災害廃棄物</u>の仮置場をはじめ、防災関係機関、ライフライン機関等による復旧用地や復旧資機材置場などにも利用されることになる。 略 1 災害対策用地の使用目的 略 (1) ～ (3) 略 (4) <u>ごみ・災害廃棄物の仮置場</u> 略	第 16 節 重要データの管理 略 第 1 略 第 2 災害対策用地リストの管理 大災害が発生した場合、大規模公園、グラウンド等の空地は、発災直後から避難者を保護するための避難場所であつたり、消防、自衛隊、警察等大規模な応援隊の拠点となる応援隊集結（活動）拠点、緊急物資集配拠点の車両待機場所などに活用されるほか、復旧段階においても、応急仮設住宅の建設予定地や<u>災害廃棄物</u>の仮置場をはじめ、防災関係機関、ライフライン機関等による復旧用地や復旧資機材置場などにも利用されることになる。 略 1 災害対策用地の使用目的 略 (1) ～ (3) 略 (4) <u>災害廃棄物仮置場</u> 略	名古屋市災害廃棄物処理計画策定に伴う修正
18	123	第 19 節 危険物等災害予防計画 略 第 1 危険物、指定可燃物及び毒物・劇物 1 火災予防査察の実施 消防法第 4 条及び第 16 条の 5 の規定により、危険物製造所等並びに少量危険物取扱所及び指定可燃物	第 19 節 危険物等災害予防計画 略 第 1 危険物、指定可燃物及び毒物・劇物 1 火災予防査察の実施 消防法第 4 条及び第 16 条の 5 の規定により、危険物製造所等並びに少量危険物取扱所及び指定可燃物	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		取扱所（以下「危険物施設等」という。）に立ち入り、危険物施設等の位置、構造、設備の状況並びに危険物等の貯蔵又は取扱いの状況が、法令の技術上の基準に適合しているか否かを検査する。また、毒物・劇物（追加）については、消防法第9条の3の規定に基づく届け出の適否及び貯蔵又は取扱いの状況を確認する。 2 防災意識の向上 危険物、指定可燃物及び毒物・劇物を保有する事業所の所有者、管理者等に対し、日頃から防災意識の向上に努めるとともに、危険物取扱者及び毒物・劇物の取扱従業者に対し、火災予防運動、危険物安全管理週間等の機会をとらえて講習会等各種行事を開催し、危険物、指定可燃物及び毒物・劇物に関する知識や防災意識の向上等保安教育の強化に努める。 3 自主防災体制の確立 (1) 危険物製造所等については、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び消防法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を、また毒物・劇物については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第5条（登録基準）等の規定を遵守し、施設等の保全に努めるよう指導する。 (2) ～ (4) 略 4 略 5 旧基準の特定タンク貯蔵所等の改善指導 平成 6 年及び同 11 年の危険物の規制に関する政令等の改正における経過措置期間内に旧基準の特定屋	取扱所（以下「危険物施設等」という。）に立ち入り、危険物施設等の位置、構造、設備の状況並びに危険物等の貯蔵又は取扱いの状況が、法令の技術上の基準に適合しているか否かを検査する。また、毒物・劇物等については、消防法第9条の3の規定に基づく届け出の有無及び貯蔵又は取扱いの状況を確認する。 2 防災意識の向上 危険物施設等を保有する事業所の所有者、管理者等に対し、日頃から防災意識の向上に努めるとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、火災予防運動、危険物安全（削除）週間等の機会をとらえて講習会等各種行事を開催し、危険物等に関する知識や防災意識の向上等保安教育の強化に努める。 3 自主防災体制の確立 (1) 危険物製造所等については、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び消防法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を（削除）遵守し、施設等の保全に努めるよう指導する。 (2) ～ (4) 略 4 略 5 旧基準の特定タンク貯蔵所等の改善指導 平成（削除）11 年の危険物の規制に関する政令等の改正における経過措置期間内に旧基準の（削除）準特	権限移譲に伴う修正 標記の整理 標記の整理 標記の整理

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>外タンク貯蔵所（容量 1,000 k ℓ以上）及び</u>準特定屋外タンク貯蔵所（容量 500 k ℓ以上 1000 k ℓ未満）の改善を円滑、かつ効果的に進められるよう指導する。 第2 高圧ガス 1 予防査察 <u>「第15節・第1・5 火災予防査察の実施」及び「本節・第1・1 火災予防査察の実施」に準じて行う。</u> 2 略 第3 火薬類 1 予防査察 <u>「第15節・第1・5 火災予防査察の実施」及び「本節・第1・1 火災予防査察の実施」に準じて行う。</u> 2 自主保安体制の確立 <u>「本節・第1・3 自主防災体制の確立」に準じて行う。</u> 略	定屋外タンク貯蔵所（容量 500 k ℓ以上 1000 k ℓ未満）の改善を円滑、かつ効果的に進められるよう指導する。 第2 高圧ガス 1 予防査察 <u>（削除）「本節・第1・1 火災予防査察の実施」に準じて行う。</u> 2 略 第3 火薬類 1 予防査察 <u>火薬類取締法第43条の規定により、火薬類の販売所等の火薬類を取り扱う事業所等に立ち入り、火薬類の貯蔵等が技術上の基準に適合しているか否かを検査する。</u> 2 自主保安体制の確立 <u>火薬類の販売事業者に対して保安教育を適正に実施するよう指導するなど、事業者の自主保安体制の充実に努める。</u> 略	権限移譲に伴う修正 権限移譲に伴う修正
19	125	第20節 都市ガス災害予防計画 略 第1 地下鉄、地下街の工事に起因する屋外における事故 1 略 2 地下鉄、地下街事業者の措置 地下鉄、地下街事業者は工事の施工にあたり、火災	第20節 都市ガス災害予防計画 略 第1 地下鉄、地下街の工事に起因する屋外における事故 1 略 2 地下鉄、地下街事業者の措置 地下鉄、地下街事業者は工事の施工にあたり、火災	

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		予防条例の定めるところにより <u>(追加)</u> 災害予防計画を作成し、防災活動組織の確立、災害予防対策及び応急措置等について定めるとともに、当該計画書を所轄消防署長へ提出しなければならない。特に、ガス事故防止上実施すべき事項は、おおむね次のとおりである。 略	予防条例の定めるところにより <u>掘削工事に係る</u> 災害予防計画を作成し、防災活動組織の確立、災害予防対策及び応急措置等について定めるとともに、当該計画書を所轄消防署長へ提出しなければならない。特に、ガス事故防止上実施すべき事項は、おおむね次のとおりである。 略	表現の整理
20	134	第24節 放射性物質災害予防計画 第1 ～ 第3 略 第4 原子力災害に対応する医療機関の把握 放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるが、市内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市は、あらかじめ専門医を置く <u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>（千葉市稲毛区）等の県外の原子力災害に対応する医療機関の連絡先の把握に努めるものとする。 略	第24節 放射性物質災害予防計画 第1 ～ 第3 略 第4 原子力災害に対応する医療機関の把握 放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要とされるが、市内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、市は、あらかじめ専門医を置く <u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>（千葉市稲毛区）等の県外の原子力災害に対応する医療機関の連絡先の把握に努めるものとする。 略	防災基本計画改正に伴う修正
21	135	第25節 原子力災害予防計画 第1 ～ 第6 略 第7 健康被害防止に係る整備 1 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、市内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、あらかじめ専門医を置く <u>国立研究開発法人放射線医学総合研究所</u>（千葉市稲毛区）等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。	第25節 原子力災害予防計画 第1 ～ 第6 略 第7 健康被害防止に係る整備 1 放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、市内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、あらかじめ専門医を置く <u>国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</u>（千葉市稲毛区）等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。	防災基本計画改正に伴う修正

共通編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		略	略	
22	140	第28節 震災対策の推進 略 なお、平成9年度における本計画の改訂にあたっては、阪神・淡路大震災から得られた教訓・課題をもとに限られた期間の中で、見直しを行ったものである。また、平成25年度における改訂では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、<u>地域防災計画</u>の総点検を行っており、今後ともこれらの成果を反映させていくことが必要である。 1 略 2 被害想定に関する調査研究 略 現在の<u>防災計画</u>の基礎となっている被害想定のうち、濃尾地震に関する調査については、平成7～8年度にかけて実施したものである。 略	第28節 震災対策の推進 略 なお、平成9年度における本計画の改訂にあたっては、阪神・淡路大震災から得られた教訓・課題をもとに限られた期間の中で、見直しを行ったものである。また、平成25年度における改訂では、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受け、<u>本計画</u>の総点検を行っており、今後ともこれらの成果を反映させていくことが必要である。 1 略 2 被害想定に関する調査研究 略 現在の<u>本計画</u>の基礎となっている被害想定のうち、濃尾地震に関する調査については、平成7～8年度にかけて実施したものである。 略	標記の整理